

「農地パトロール」実施!

近年、農業地域では耕作放棄地の増加により病害虫の発生、産業廃棄物の不法投棄、無断転用により農地面積の減少が見込まれます。これらを解消・防止するため、農業委員会では、平成20年9月から12月までの4ヶ月間を「農地パトロール月間」と定め、農地で雑草繁茂が目立つ箇所を重点に「農地パトロール」を実施しました。

◆農地パトロール実施結果

市全体	地目		合計	備考
	田	畑		
面積 ha	15.9	20.5	36.4	平成19年度 市全体 45.9ha



あなたの農地は管理されていますか?

農地は、あなたにとって重要な財産であるとともに、食料の生産や国土・環境の維持・保全など社会的にも重要な役割を持っています。

農地を管理せずそのまま放置していると近隣の土地に迷惑をかけるだけでなく、火災・交通事故・ごみ投棄・病害虫等の発生原因となる恐れがあります。

日ごろから農地の所有者・管理者は、除草等により農地の保全管理を行いましょう

無断転用には厳しい罰則!

許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、知事が工事の中止原状回復を命ずることができます。無断転用をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。

農地に関する Q & A

Q 相続で、相続人の範囲と順位、民法における法定相続分とは?

A ①民法に定める相続人となる人は死亡した人（被相続人）からみて次のような人たちです。（図1）

②民法における法定相続分とは次のとおりです。（表1）

図1 相続人の範囲と順位

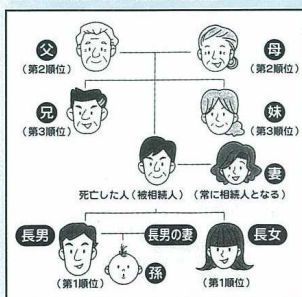


表1 民法における法定相続分

法定相続人（残されている人）	法定相続分
亡くなった方に配偶者と子がいる場合	配偶者、子どもに1/2ずつ相続
亡くなった方に配偶者と父母がいる場合 (子はいない)	配偶者が2/3 父母が1/3を相続
亡くなった方に配偶者と兄弟姉妹がいる場合 (子も父母もいない)	配偶者が3/4 兄弟姉妹が1/4を相続
亡くなった方に配偶者のみいる場合 (子も父母も兄弟姉妹もいない)	配偶者が全てを相続